重要事項説明書

（　令和　６年　８月　１日現在　）

１．施設の概要

（１）当施設が提供するサービスについての相談窓口

　　　・電話番号　（0956）46-0988（午前８時３０分より午後５時３０分まで）

　　　・担当　　　　支援相談員　　中里　美穂　　和田　佳憲

（２）施設の名称等

・施設名　　　社会福祉法人由起会コスモス

・開設年月日　平成　７年　８月　１日

・所在地　　　長崎県佐世保市上柚木町２５１５番地

・電話番号　（0956）46-0988　　・ファックス番号　（0956）46-1664

・管理者名　　品川　一博

・介護保険指定番号　（介護予防）短期入所療養介護　4250280015

（３）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護**（介護予防短期入所療養介護）**や通所リハビリテーション**（介護予防通所リハビリテーション）**といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

［運営方針］

１. 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう施設サービス計画書に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、居宅における生活への復帰を目指す

２. 当施設では、利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

　　　 ３. 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

４. 当施設では明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

　　　５. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

　　　 ６.利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者または代理人の了解を得ることとする。

４）施設の職員体制

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 常　勤 | 非常勤 | 夜　間 | 業務内容 |
| ・医　　師 | 　　１ |  |  | 日常的な医学的対応 |
| ・看護職員 | 　１２ | 　　２ | 　　１ | 介護保険施設サービスに基づく看護 |
| 介護職員 | 　３０ | 　　５ | 　　２ | 介護保険施設サービスに基づく介護　 |
| 支援相談員 | 　　３（兼１） | 　　 | 　　 | 相談業務・レクリエーション等の計画指導・市町村との連携・ボランティアの指導等 |
| ・理学療法士・ | 　　２ |  |  | リハビリテーション計画書作成・機能訓練の実施指導 |
| ・作業療法士 | 　　２ |  |  | リハビリテーション計画書作成・機能訓練の実施指導 |
| ・言語聴覚士 | 　　１ |  |  | 音声機能・言語機能・聴覚障害のある方に対し、言語訓練・助言・指導その他援助を実施 |
| ・管理栄養士 | 　　１ |  |  | 嗜好調査・残食調査等の食事管理・栄養マネジメント等の利用状態の管理 |
| ・介護支援専門員 | 　　２ |  |  | 施設サービス計画書作成・要介護認定更新手続き等 |
| ・事務職員 | 　　３ |  |  | 介護保険施設サービスに基づく事務 |
| ・その他 | 　　１ | 　　３ |  | 施設内の清掃・介護補助 |
|  |  |  |  |  |

（５）入所定員等　　・定員　１００名

　　・療養室　　個室　１０室、４人室　２２室、２人室　１室、

（６）通所定員 　　　７０名（介護予防含む）

２．サービス内容

①　施設サービス計画の立案

②　短期入所療養介護**（介護予防短期入所療養介護）**計画の立案

③　通所リハビリテーション**（介護予防通所リハビリテーション）**計画の立案

④　食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 ７時４５分～８時１５分

昼食　１２時００分～１２時３０分

夕食　１７時００分～１７時３０分

⑤　入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。（介護予防）短期入所療養介護利用者は、週に最低２回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

⑥　医学的管理・看護

⑦　介護（退所時の支援も行います）

⑧　リハビリテーション

1. 相談援助サービス

⑩　栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑪　利用者が選定する特別な食事の提供

⑫　理美容サービス

⑬　行政手続代行

３．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関（３ヶ所）

１・名　称　長崎労災病院

・住　所　佐世保市瀬戸越２丁目１２番５号

２・名　称　久保内科病院

　・住　所　佐世保市田原町１１番９号

３・名　称　品川医院

　・住　所　佐世保市柚木町２１８８番地

・協力歯科医療機関

１・名　称　山口歯科

　　　　　・住　所　佐世保市瀬戸越3－5‐5

 ◇緊急時の連絡先

利用者の心身の状態が急変した場合、なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

４．施設利用に当たっての留意事項

・　施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に施設としては、利用者の心身の

状態に影響を与える、栄養状態の管理をサービス内容としており、その実施には食事内容の管

理が欠かせないため、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

・　面会時間・・・・・・・・・・・・・１０：００～１１：００・１４：００～１６：００

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（入浴日除く・感染症の流行状況によって変更あり）

・　外出・外泊・・・・・・・・・・・・１０：００～１８：００

前日までの予約制となっております。

当日、1階事務室にて外出届の記入が必要です

・　飲酒・喫煙・・・・・・・・・・・・できません

・　その他所持品・備品等の持ち込み・・希望があれば支援相談員までご相談下さい

・　金銭・貴重品の管理・・・・・・・・持ち込みは原則お断りしております。また紛失等

のトラブル等は責任を負いかねます。

・　外泊時等の施設外での受診・・・・・施設医師にご相談下さい。

・　ペットの持ち込み・・・・・・・・・できません。

５．サービス利用向上のために

　　・男性職員の有無　　　有

　　・職員への研修の実施　有　施設内・外にて実施

　　・各種委員会の設置　　有　褥瘡・事故防止・感染・身体拘束ゼロ/虐待防止・認知症・

口腔ケア・ターミナル委員会

　　・身体拘束　　　　　　有　命に危険がある場合、家族の同意のもと実施

６．非常災害対策

　　・防災時の対応　マニュアルの作成（希望者は閲覧できます。）

・防災設備　　　スプリンクラー、自動火災報知器、非常放送設備、防火シャッター、

屋内散水栓、非常口誘導灯、消火器、自動通報装置

・防災訓練　　　年４～５回実施

　　・防火管理者　　和田　佳憲

７．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

８．サービス内容に対する要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、事務所に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

下記の担当者と話し合いを行い、解決出来ない場合は、第三者委員会や運営適正委員会の立ち会いのもと解決を行います。

(1) 利用者相談・苦情担当

　　　・支援相談員　中里　美穂　　和田　佳憲

　　　・電話番号　　（０９５６）４６－０９８８

　(2) その他

　　　　当施設以外に市町村の相談・苦情窓口でも受付しております。

　　　・佐世保市長寿社会課　　　　　　電話番号　（０９５６）２４－１１１１

　　　・長崎県国民健康保険団体連合会　電話番号　（０９５）８２６－７２９３

９．当法人の概要

　　　法人種別・名称　　社会福祉法人　由起会

　　　代表者役職・氏名　理事長　品川　一博

　　　所在地　　　　　　長崎県佐世保市上柚木町２５１５番地

　　　電話番号　　　　（０９５６）４６－０９８８

　　　施設・拠点等　　　介護老人保健施設

　　　　　　　　　　　（介護予防）短期入所療養介護

　　　　　　　　　　　（介護予防）通所リハビリテーション

　　　　　　　　　　　　居宅介護支援事業所

　　　　　　　　　　　　介護老人福祉施設

　　　　　　　　　　　（介護予防）短期入所生活介護

　　　　　　　　　　　　ケアハウス（特定施設入居者生活介護）

　　　　　　　　　　　　認知症対応型共同生活介護

　　　　　　　　　　　　サービス付き高齢者住宅（小規模多機能型居宅介護）

１０．その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

＜別紙２＞

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

（令和　６年　８月　１日現在）

１．介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

２．短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

３．利用料金

（１）（介護予防）短期入所療養介護　自己負担金

①基本料金

　　　利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度や負担割合証に記載されている負担割合により利用料が異なります。以下は１日あたりの自己負担分です)

※下記は１割表記となっております

・基本料金（１日あたり）

【多床室】　　 【個室】

　要支援１　 　 ６１３円　　　　　　　　要支援１　　 ５７９円

　要支援２　　 ７７４円　 要支援２　　 ７２６円

　要介護１　　 ８３０円　　　　　　　　要介護１　　 ７５３円

要介護２　　 ８８０円　　　　　　　　要介護２　　 ８０１円

要介護３　 　 ９４４円　　　　　　　　要介護３　　 ８６４円

要介護４ ９９７円　　　　　　　 要会護４　 　９１８円

要介護５ １,０５２円　　　　　　　 要介護５　 　 ９７１円

・基本料金の他に、下記の料金が加算されます

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　　 ２２円

夜勤職員配置加算　　　　　　　　　　 ２４円

在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）　　５１円

・対象者について、必要に応じて下記の料金が加算されます。

　個別リハビリテーション実施加算　　　　２４０円

　送迎加算　　　　　　　　　　　　　　　１８４円（片道）

　療養食加算　　　　　　　　　　　　　　　　８円（１食あたり）

　緊急短期入所受入加算　　　　　　　　　　９０円（原則７日間・やむを得ない事情の場合のみ　１４日を限度）

　総合医学管理加算　　　　　　　　　　　２７５円（１０日間まで）

　※　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

　　　≪　（基本料金＋各種加算）×　７．５％　≫　×　１割（または２割・３割）

（２）その他の料金

②　食費　　１食あたり　朝食４２０円　昼食５７０円　夕食５６０円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が１日にお支払いいただく食費の上限となります。）

1. 居住費

４人部屋・２人部屋　　４３７円

従来型個室　　　　１，７２８円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が１日にお支払いいただく食費の上限となります。）

　※上記②「食費」及び③「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第１段階から第３段階まで）の利用者の自己負担額については、別途利用料金表をご覧下さい。

④　特別な室料

・個室　　　５００円

・２人室　　５００円

⑤　理美容代　　実費 （カット２,０００円 パーマ５,０００円 毛染め５,０００円）

⑥　日曜消耗品費（シャンプー・石鹸・タオル・おしぼり等） １日 １００円

　 ⑦　教養娯楽費　（行事費用・写真・ビデオ・各種クラブ活動費用）１日　１００円

(３)支払方法

・ 毎月５日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。　　　お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

* 支払方法は、現金のみとなっております。銀行振り込み等は行っておりませんので

　 ご了承下さい。支払方法についてご相談がある場合は、事務担当へご連絡下さい。